

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則及びボートパーク広島管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第九号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則及びボートパーク広島管理規則の一部を改正する規則

トパーク広島管理規則の一部を改正する規則

(広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則（平成十年広島県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

別記様式第一号から別記様式第三号までを次のように改める。

様式第一号から様式第三号まで 削除

(ボートパーク広島管理規則の一部改正)

第二条 ボートパーク広島管理規則（平成十九年広島県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中

フリガナ（ 艇の名称		艇種 1 ボート 2 その他 ()	
申	艇の 実 測 全 長 m (F)	艇の実測全幅 m	広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による届出済証の番号
請	船舶番号及び船舶検査済票の番号		
現在の保管場所			

フリガナ（ 艇の名称		艇種 1 ボート 2 その他 ()	
申	艇の 実 測 全 長 m (F)	艇の実測全幅 m	共同所有者の有無 有 ・ 無
請	船舶番号及び船舶検査済票の番号		
現在の保管場所			

改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。